

市第87号議案

区民文化センターの指定管理者の指定

次のように区民文化センターの指定管理者を指定する。

平成22年12月3日提出

横浜市長 林 文子

| 名 称 | 指 定 管 理 者 | | 指 定 の 期 間 |
|--------------------|-------------------------|---|---------------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 横浜市神奈川区 民文化センター | 東京都港区元赤 坂1丁目2番3 号 | サントリーパブリシティサー ビス・共立・神奈川共立共同 事業体 代表者 サントリーパブリシティサー ビス株式会社 代表取締役 眞鍋 清嗣 社 長 | 平成23年4月1日か ら平成28年3月31日 まで |
| 横浜市港南区民 文化センター | 港南区上大岡西 一丁目13番8号 | 京急グループ共同企業体 代表者 株式会社京急アドエンタープ ライズ 代表取締役 松尾 茂之 社 長 | 同 |
| 横浜市旭区民文 化センター | 神奈川区栄町5 番地の1 | 相鉄・神奈川共立共同事業体 代表者 株式会社相鉄エージェンシー 代表取締役 櫻木 政司郎 社 長 | 同 |
| 横浜市栄区民文 化センター | 西区岡野二丁目 3番30号 | 神奈川共立・J S S 共同事業 体 代表者 株式会社神奈川共立 代表取締役 加藤 晴夫 社 長 | 同 |

| | | | |
|--------------|---|---|---|
| 横浜市泉区民文化センター | 同 | 神奈川共立・山武共同事業体 代表者 株式会社神奈川共立 代表取締役 加藤 晴夫 社 長 | 同 |
|--------------|---|---|---|

提 案 理 由

横浜市神奈川区民文化センター等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

サントリーパブリシティサービス・共立・神奈川共立共
同事業体の構成員

- 1 東京都港区元赤坂 1 丁目 2 番 3 号

サントリーパブリシティサービス株式会社

代表取締役社長 眞 鍋 清 嗣

- 2 東京都渋谷区代々木 5 丁目 40 番 13 号

株式会社共立

代表取締役社長 原 齋

- 3 西区岡野二丁目 3 番 30 号

株式会社神奈川共立

代表取締役社長 加 藤 晴 夫

京急グループ共同企業体の構成員

- 1 港南区上大岡西一丁目 13 番 8 号

株式会社京急アドエンタープライズ

代表取締役社長 松 尾 茂 之

- 2 東京都杉並区下高井戸 1 丁目 18 番 12 号

株式会社クラフト

代表取締役社長 鈴 木 秀 典

- 3 港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号

京急サービス株式会社

代表取締役社長 大 塚 宏 幸

相鉄・神奈川共立共同事業体の構成員

- 1 神奈川県栄町 5 番地の 1
株式会社相鉄エージェンシー
代表取締役社長 櫻木 政司郎

- 2 西区北幸二丁目 9 番 14 号
相鉄企業株式会社
代表取締役社長 石井 公一

- 3 西区岡野二丁目 3 番 30 号
株式会社神奈川共立
代表取締役社長 加藤 晴夫

神奈川共立・JSS 共同事業体の構成員

- 1 西区岡野二丁目 3 番 30 号
株式会社神奈川共立
代表取締役社長 加藤 晴夫
- 2 東京都大田区大森南 2 丁目 18 番 2 号
株式会社ジェー・エス・エス
代表取締役社長 二神 元子

神奈川共立・山武共同事業体の構成員

- 1 西区岡野二丁目 3 番 30 号
株式会社神奈川共立
代表取締役社長 加藤 晴夫
- 2 東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 3 号
株式会社山武
代表取締役社長 小野木 聖二

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）